複数市町村で営農する

認定農業者の手続が簡単になります!



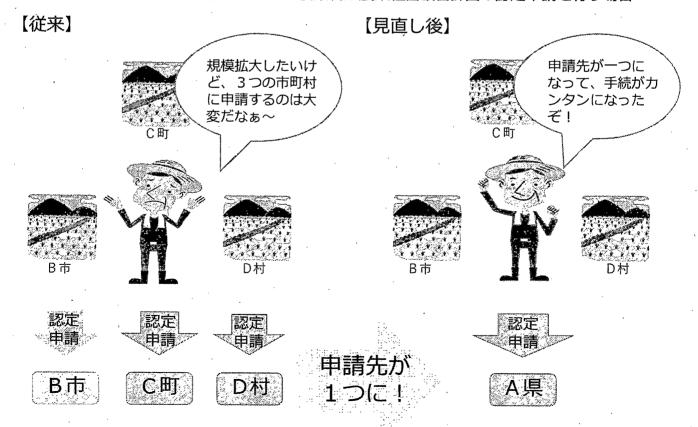
複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって**都道府県 又は国が農業経営改善計画の認定手続**を一括で行います。(2020年 4 月)から実施)

※ 現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに都道府県又は国への認定申請を行う必要はありません。

国・都道府県認定が始まります!

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定 申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先を一本化します。

▶A県のB市・C町・D村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合





国・都道府県認定の申請先

農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、

- ・単一都道府県内に存する場合は都道府県知事
- ・複数都道府県にまたがる場合は国(地方農政局長又は農林水産大臣)
- に認定を申請することになります。

(農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します)

【認定申請先】

	農業経営を営む区域	認定庁
単一市町	村の区域内	市町村長
複数市 町村に	単一都道府県の区域内	都道府県知事
またがる	複数都道府県にまたがる	
·	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
, '	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

電子申請による手続も可能になります!

2020年4月から電子申請手続が始まり、オンライン申請が可能になります。国・都道府県が認定を行う申請は、2020年2月からオンラインによる申請準備(計画の入力)ができるようになり、2020年4月から受付を開始します。なお、市町村が認定を行う申請のオンライン化は、2021年度から順次拡大予定です。

● お問い合わせ先

	National and the second se	
お住まいの地域	お問い合わせ先	電話番号
北海道・沖縄県にお住まいの方	経営局経営政策課	03-6744-2143
東北(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)にお住まいの方	東北農政局担い手育成課	022-263-1111(内線4070)
関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)にお住まいの方	関東農政局担い手育成課	048-600-0600(内線3810)
北陸(新潟県、富山県、石川県、福井県)にお住まいの方	北陸農政局担い手育成課	076-263-2161(内線3915)
東海(岐阜県、愛知県、三重県)にお住まいの方	東海農政局担い手育成課	052-201-7271(内線3124)
近畿(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)にお住まいの方	近畿農政局担い手育成課	075-451-9161(内線2716)
中国四国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)にお住まいの方	中国四国農政局担い手育成課	086-224-4511(内線2184)
九州(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)にお住まいの方	九州農政局担い手育成課	096-211-9111 (内線4374)

令和2年度県認定に係る事務運営について

1 事務運営

- (1)受付担い手支援課(ただし、農業事務所に提出があった場合は、企画振興課が担い手支援課へ郵送及びメール送付する。)
- (2) 意見聴取 関係市町村に対する意見聴取は担い手支援課が行う。(メールを想定)
- (3) 意 見 関係市町村は、自らの認定審査と同様に審査し意見を述べる。
- (4)審 査 認定可否の審査は,担い手支援課が行う。

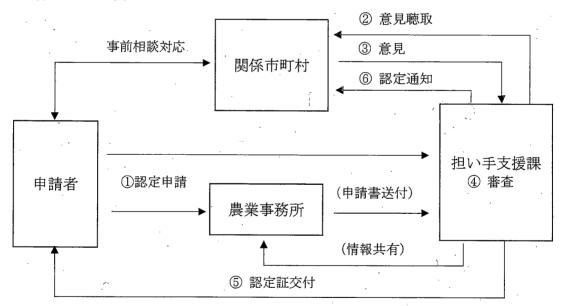
①担い手支援課が受付する場合

関係機関	(1)受付	(2)意見聴取	(3)意見	(4)審査
担い手支援課	0	0		0
市町村			0	

②各農業事務所が受付する場合

関係機関	(1)受付	(2)意見聴取	(3)意見	(4)審査
担い手支援課		0		0
農業事務所企画振興課	Ο .			
市町村	,		Ô	

2 事務処理フロー図



(依頼事項)

- ・農業経営改善計画作成の事前相談等について、県認定の場合も従来(市町村認定)どおり支援をよろしくお願いします。
- ・将来、県認定となる、農業経営改善計画について、現認定の有効期限到来の通知は、最長 5年間、旧計画の個人情報を有する市町村から行ってください。
- ・国や県からの意見聴取に際して、審査会の開催を理由として、意見の提出に大幅な期間を要するといった運用は、認定申請者の利便の観点から好ましくないため、原則書面審査や持ち回りでの開催等の柔軟な対応をお願いします。

<参考>

○国・都道府県認定の申請先

農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、

- ・単一都道府県内に存する場合は都道府県知事
- ・複数都道府県にまたがる場合は国(地方農政局長又は農林水産大臣)、に認定を申請することになります。

	農業経営を営む区域	認定庁
単一市町村の	区域内	市町村長
複数市単町村に	一都道府県の区域内	都道府県知事
	数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

2千経農経第 号令和 年 月 日

千葉市農政推進協議会委員 様

千葉市農政センター所長

農業経営改善計画認定に係る意見聴取について(依頼)

○○の候、委員におかれましてはますますご清栄のことと存じます。

日頃より、千葉市農政の推進にご指導、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 年 月 日付け担い手第 号で千葉県知事より、 農業経営基盤強化促進法第13条の2第3項の規定に基づき、農業経 営改善計画の認定に係る意見を求められております。

つきましては、ご多忙中のところ大変恐縮ですが千葉市農政推進協議会委員の方々のご意見を賜りたく、ご依頼申し上げます。

記

- 1. 農業経営改善計画認定申請者別添のとおり
- 2.経営改善計画の概要 別添のとおり
- 3.回答期限

別紙回答書により、令和 年 月 日()までに、返信用封筒にてご返送ください。

問合せ先 農政センター農業経営支援課 担い手育成班 電話 043-228-6273

経営改善計画の概要(着色部分の項目について、ご意見を頂きます)

性音以音可画の似安心	信。它。时 刀。以	は、ロートンの	し、一思元で	て頂っまり!
住 所				
個人・法人名				
代 表 者 名				
	現	状	目	標。
営農類型				
年間農業所得。		方 円	190	万.円
主たる従事者1人当たりの年間所得		万 円		万円"
年間労働時間		時間		時間。
主たる従事者1人当たりの年間労働時間		時間		時間。
農業経営の	規模拡大し	こ関する現り	大及び目標	,.
	現	状	, 目	標
作目	面積	生産量	面積	生産量
	a	kg	a	kg
	a	kg	a	ķg
	a	kg	a	, kg
	a	kg	a	kg
	a	k g	a	kg
	a	k g	a	kg
	a	kg	a	kg
経営面積合計				
	Particular St. 45.5 of the Commission Particular	the water of the West of the William St. D. College and	Like Control	mark, the terminal of the action of the acti

生産方式の合理化に関する現状と目標・措置

経営管理の合理化に関する現状と目標・措置

農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置

その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置

※ 個人・法人の情報保護のため、この概要は回答書と一緒に必ずご返送ください。

また、コピー等の控えを作成しないでください。

千葉市農政センター所長様

委	昌	氏	久	
娎	冥	1	71	

農業経営改善計画認定に係る意見聴取について(回答)

令和 年 月 日付け2千経農経第 号で、貴職より意見を求められた農業経営改善計画については、下記のとおり回答します。

記

- 1. 農業経営改善計画認定申請者住所
- 2. 意見内容(いずれかを)で囲んでください。)
 - ① 意見なし
 - ② 意見あり(意見の内容については、下記にご記入ください。)